

令和6年度上期 高知県「募集型企画旅行」支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、高知県内での宿泊を伴う旅行商品に対して助成金を交付することにより、高知県への旅行商品の造成を促進し、高知県外からの観光客の誘致拡大を目的とする。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知県への「募集型企画旅行」を実施する旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

(助成要件)

第3条 以下のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下「協会」という。)会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した募集型企画旅行を対象とする。

- (1) 旅行の出発地及び帰着地が高知県外であること。
- (2) 令和6年4月1日から9月30日までの間(宿泊日基準、ただし令和6年8月9日から8月12日の宿泊を除く。)に高知県内の宿泊施設(民宿・宿坊・共済組合等の宿泊施設を除く。)に宿泊すること。
- (3) 原則として添乗員が同行し、1班(バス1台)あたりの宿泊人数が10名以上(大人料金を支払った実人数とし、小人料金・無賃人数、添乗員・乗務員などを除く。)であること。
- (4) 募集に際して、パンフレットが作成されるか、ホームページに掲載されること。また募集による集客宣伝が高知県の観光PRや交流人口の拡大に効果が高く、市場拡大につながると認められること。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は助成の対象外とする。
 - (ア) 大会・学会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ大会等のコンベンションや合宿等への参加を目的とするもの
 - (イ) 教育旅行
 - (ウ) 四国霊場巡拝
 - (エ) インバウンド
- (6) 協会が行う他の助成事業との重複は認めない。

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下のとおり、基本金額と加算金額の合算とする。なお、1事業所あたりの助成金限度額は、複数の旅行商品を合算して40万円とする。ただし、貸切バス交替運転士料金は上記の限度額に含まないものとする。

基本金額

	高知県内宿泊数	助成金額
高知県内宿泊に対する部分	1泊の場合	@500円×宿泊人数
	2泊以上の場合	@500円×1泊目の宿泊人数及び @1,000円×2泊目の宿泊人数

※上記の人数については、大人料金を支払った実人数とする。(小人料金・無賃人数、添乗員・乗務員などを除く)

2 次の場合、助成額を加算する。

- (1) 旅行の行程に、別表 1、別表 2 に定める協会指定の観光施設・体験プログラム、二次交通(以下「指定施設・プログラム」という。)を組み込み、かつ、実績が認められる場合は助成額を加算する。
指定施設・プログラム利用加算(バス 1 台当たり)

	指定施設 A		指定施設 B	
	1カ所の場合	2カ所の場合	1カ所の場合	2カ所の場合
県内宿泊 1泊	@5,000 円	—	@10,000 円	—
県内宿泊 2泊		@10,000 円		@20,000 円

※宿泊利用のみで指定施設・プログラムの利用がない場合でも申請は可能とする。

※天災地変等により指定施設・プログラムの利用が困難な場合に限り、指定条件を満たしていれば当日変更を認める。その場合、変更後の旅行行程表を実績報告時に提出するものとする。

※オプションツアーの設定や選択コース、途中離団等により宿泊施設や指定施設の利用人数が異なる場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・利用したことを確認できる関係書類に基づいて、実利用人数を算出。
- ・指定施設を複数利用し、それぞれに人数相違がある場合は、利用人数の多い施設が対象。
- ・前条(3)に基づき、利用人数が 10 名未満の場合は、その施設利用分は助成対象外。

- (2) 貸切バスを利用する旅行商品において、バス発地エリア、高知県内宿泊数及び利用バス台数に応じて助成額を加算、もしくは貸切バス運賃に交替運転士料金(2 人目以降のバス運転士料金)が含まれる場合に助成額を加算する。

※同一の旅行商品であっても、出発地が同一都道府県ではない場合は出発都道府県毎に申請すること。

貸切バス利用加算(バス 1 台当たり)

※①又は②のいずれか選択のこと(重複適用はないものとする)。

①貸切バス利用が認められる場合			②貸切バス交替運転士料金が含まれた運賃での貸切バス利用が認められる場合
エリア	起点出発地(都道府県)	金額	
1	高知県	10,000 円	交替運転士料金 実費相当 ただし、高知県内の 宿泊が 1泊の場合 7万円/台 2泊の場合 10万円/台 を上限。
	愛媛県		
	香川県		
	徳島県		
	岡山県		
2	島根県	20,000 円	
	鳥取県		
	広島県		
	山口県		
	兵庫県		
	大阪府		
	京都府		
奈良県			
3	和歌山県	50,000 円	
	滋賀県		
	九州		
①-2 高知県内で 2 泊以上の宿泊が認められる場合	三重県/愛知県/岐阜県/福井県 以東	20,000 円	

※貸切バスの車種に関わらず上記の金額とする。

※出発配車地は、JR・航空機利用の旅行商品の場合は駅・空港とし、フェリーを利用のコースは、四国内の港を起点とする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行出発日の前日から起算して14日前までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがある。

提出書類

- (1) 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 旅行行程表が記載された、次の書類のうちいずれか。
 - ア 募集パンフレット
 - イ WEB募集サイト(そのページを印刷すること)
 - ウ 旅行商品概要
- (3) 貸切バスを利用する旅行商品において、その運賃に交替運転士料金が含まれる場合は、交代運転士料金が明示されたバス会社発行の運送引受書(写)。

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成交付金決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとする。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第2号様式)を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

提出書類

- (1) 実績報告書(別記第3号様式)
- (2) 請求書(別記第4号様式)
- (3) 宿泊施設を利用したことを証明する次の書類のうちいずれか。

※宿泊人数が記載されたものに限る。

 - ア 宿泊施設発行の領収書(写)
 - イ 宿泊クーポン(写)
 - ウ 宿泊証明書(原本)
 - エ 会長が必要とするもの
- (4) 協会指定施設を利用した場合は、その施設を利用したことを証明する次の書類のうちいずれか。

※利用人数が記載されたものに限る。

 - ア 協会指定施設発行の領収書(写)

- イ 協会指定施設クーポン(写)等
 - ウ 施設利用証明書(原本)
 - エ 会長が必要とするもの
- (5) 貸切バスを利用した旅行商品においては、そのバス会社発行の運行証明書(別記第5号様式)
※出発配車地が記載されたものに限る。また交替運転士料金が含まれる運賃で運行した場合は、
交替運転士料金の記載が必要。なお、運送引受書(写)は適用不可とする。
- (6) 最終の旅行行程表

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けないものとする。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ申請者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとする。

附則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1

カテゴリー	分類	備考
指定施設 A	「龍馬パスポート」 観光施設・体験プログラム <u>※指定施設 B を除く</u>	下記 URL 参加施設検索の龍馬パスポートカテゴリー指定で『観光施設』、『体験プログラム』にチェックを入れてご確認ください。 URL: https://kochi-tabi.jp/ryoma-pass/

別表 2

カテゴリー	市町村名	施設・プラン名	事業者名	TEL	
指定施設 B	歴史素材				
	北川村	中岡慎太郎館		0887-38-8600	
	田野町	岡御殿		0887-38-3385	
	安田町	安田まちなみ交流館・和(◆)		0887-38-3047	
	安芸市	安芸市立歴史民俗資料館		0887-34-3706	
	本山町	本山町立大原富枝文学館		0887-76-2837	
	津野町	吉村虎太郎邸(◆)		0889-62-2601	
	高知市	高知県立高知城歴史博物館		088-871-1600	
	四万十市	四万十市郷土博物館		0880-35-4096	
	土佐清水市	ジョン万次郎資料館		0880-82-3155	
	宿毛市	宿毛市立宿毛歴史館		0880-63-5496	
	自然&体験素材				
	室戸市	室戸世界ジオパークセンター(◆)			0887-23-1610
		キラメッセ室戸 鯨館			0887-25-3377
	北川村	北川村「モネの庭」マルモッタン			0887-32-1233
	安芸市	陶芸館・ガラス工房体験教室	内原野陶芸館・ガラス工房		0887-32-0308
	安芸市	神秘と癒しのパワースポット伊尾木洞のふしぎ発見	安芸市観光協会		0887-35-1122
	香美市	龍河洞			0887-53-2144
	大豊町	杉の大杉			0887-72-1585
	高知市	高知県立牧野植物園			088-882-2601
	佐川町	さかわまち歩きガイド	佐川くろがねの会		0889-20-9500
	越知町	越知町立横倉山自然の森博物館			0889-26-1060
	仁淀川町	中津溪谷ガイドツアー	仁淀ブルー観光協議会		0889-20-9511
	津野町	天狗高原セラピーロードガイド	星ふるヴィレッジ TENGU		0889-62-3188
	梶原町	隈研吾氏建築ガイドツアー	ゆすはら雲の上観光協会		0889-65-1187
	四万十市	四万十学遊館・あきついお			0880-37-4110
	土佐清水市	高知県立足摺海洋館「SATOUMI」			0880-85-0635
	大月町	柏島 絶景クルーズ	幡多広域観光協議会		0880-31-0233
	食素材				
	土佐清水市	伝統の宗田節 節納屋体験	たけまさ商店		0880-82-9208
	県内全域	薫焼き鯉タタキ体験	須崎市立スポーツセンター		0889-40-0315
			カツオふれあいセンター黒潮一番館		0880-55-3680
	二次交通	DMV(ただし甲浦駅乗車又は下車の場合)			
		志国土佐 時代の夜明けのものがたり			
		しまんと・あしずり号(四万十・足摺エリア周遊観光バス)			
		四万十川バス			

※(◆)の施設については入場無料のため別途様式(施設利用証明書)にて証明を受けてください。